

神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付要綱 Q&A

Q1. 申請の流れを教えてください。

A1. 申請をされる方は、事前に産業観光課にご相談ください。その際に補助金内容等の説明を行います。

Q2. どのような場合、交付対象者として申請することができますか。

A2. 申請時の年齢が 18 歳以上（学生は除く）40 歳以下の方で神山町を生活の本拠地として補助金交付を受けた年度の翌年度の初日（4 月 1 日）から 5 年以上居住する意思がある者で、住宅の新築、中古住宅の購入、自己所有の住宅を改修する場合が補助対象となります。

Q3. 施工業者等への代理申請は可能ですか。

A3. 可能ですが、申請時に個人情報が含まれる書類があるため、委任状が必要です。

Q4. 申請場所はどこですか。郵送での申請はできますか。

A4. 町役場産業観光課です。郵送での申請もできます。

受付は必要書類が全て揃った申請を受け付けしたとみなします。事前に相談、申請があっても書類に不備がある場合は受け付けしたとはみなしません。

Q5. 申請時に工事が終わっている、若しくは工事中の場合は対象になりますか。

A5. 対象外です。交付決定通知を受領した後に行う改修移行時が必要です。

Q6. 申請期間はありますか。

A6. 当該年度の 11 月末日までを期限としています。

Q7. 工事を分割して発注した場合は対象になりますか。

A7. 業種ごとに発注した場合も発注工事費の合計金額が 10 万円以上で、町内の施工業者が行う改修であれば対象です。

Q8. 補助金額はいくらになりますか。

A8. 住宅を新築の場合は補助対象経費の 2 分の 1 で上限が 150 万円です。ただし町内業者により施工する場合は上限を 200 万円とします。

自己所有の住宅を増改築する場合は 2 分の 1 で上限が 50 万円に成ります。

Q9. 店舗等との併用住宅を建築した場合は対象になりますか。

A9. 店舗等との併用住宅であっても対象となりますが、台所、便所、浴室及び居室を完備しており、住居部分の延べ床面積が2分の1以上である必要があります。対象経費については延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額が補助対象経費となります。

例) 取得費 2,000 万円 延べ床面積 200 m² (居住部分 120 m²、店舗部分 80 m²) の場合
対象経費は 2,000 万円 × (120 m²/200 m²) = 1,200 万円となります。

Q10. 見積書の内訳はすべて一式でいいですか。

A10. 数量、単価を記載してください。詳細が分かる内容にしてください。見積書記載例を参考にしてください。

Q11. 交付決定通知を受領した後に工事の内容が変更になった場合、工事を取止めた場合どうすればよいですか。

A11. 工事変更（廃止）承認申請書を提出してください。

Q12. 本町を生活の拠点として住所を有し、とあるがどの程度の生活頻度をもって居住となりますか。

A12. 年間 260 日（週 5 日程度）以上の生活（寝食）をもって居住としています。

Q13. 補助金交付を受けた年度の翌年度から 5 年以内に転居等した場合どうなりますか。

A13. 町長がやむを得ないと判断した場合を除き、交付した補助金額の返還を求めます。

Q14. どのような工事が補助対象となりますか。

A14. 経年劣化した住宅の改修工事です。ただし、次に掲げる工事については、対象工としません。

- (1) 補助対象住宅に付随する別当の倉庫、物置等の工事
- (2) 補助対象者が自ら行う工事
- (3) 備品等の購入（エアコン、テレビ等の電化製品又は照明器具、カーテン、家具セット、物置等）及び設置工事
- (4) 電話、インターネットの等の配線工事
- (5) 外構工事
- (6) 太陽光発電システム等の設置工事
- (7) 建物の解体、除去のみを行う工事

Q15. 母屋と離れた納屋を住居用にリフォームする場合は対象となりますか。

A15. 納屋は住宅ではないので対象となりません。

Q16. 申請者自身の経営する会社を利用し、自らの住宅を改修することは可能ですか

A16. 可能ですが、見積もりの金額について客観的判断をするための参考にさせていただきたいので、自社の見積書と併せて、他社の見積書を1部提出してください。

Q17. DIYで工事を行う場合は対象となりますか

A17. 対象になりません。

Q18. 他の補助金との併用は可能ですか。

A18. 他の制度に基づく補助金の交付の対象となった工事費については、本補助金の補助金の対象からは除外します。

Q19. いつまでに工事を完了しなければならないのですか。

A19. 2月末日までに工事を完了させてください。ただし新築工事に限り翌年度の7月末日を期限とし延長することができます。(繰り越し後の工期再延長は不可)

Q20. 実績報告書はいつまでに提出しなければならないのですか。

A20. 3月31日までに必要書類を添えて産業観光課に提出してください。
(ただし新築の場合のみ、その限りではありません)

Q21. 新築工事において年度をまたぐ際、実績報告書はいつまでに提出しなければならないのですか。

A21. 7月末日までに工事を完了し、8月31日までに必要書類を添えて産業観光課に提出してください